

【KT－report 21】防災収納庫の設置経緯

1. 設置計画の事前広報

柴田和宜さんは前体制下副会長（総務部長）を歴任しましたが、その時代に決意された上桜田公民館内への「防災収納庫」設置の意思をその後の会長就任後において表明されました。執行役員会で検討した内容について、着工事前に計画を広く周知するために「防災用品収納庫の設置について」というタイトルを以って、回覧（「② 平成 27 年 11 月 1 日」）しました。

問題は、屋外に設置するかどうかです、他の町内会では公園内に設置している処が多いように見えます。そこで、設置に当っての基本的な前提要件について、図(表)－1 のとおりに整理して設置することにしました。公民館は常時鍵が掛かっている、いざという時に持ち出せないではないかという懸念も想定されましたが、鍵は三役が預かっていること、万が一の命に係わる重大時対応は、救急消防の範疇にあり、本会に係ることではないこと等に鑑みて、心配するにあらずという判断をしました。

1. 設置に係る前提 3 要件

夜間、停電、気象悪条件などの悪環境化に於いても、迅速な利活用という点から次の 3 要件を念頭に望ましい設置場所を検討した。

- ①用品の一式集中保管とする。（分散配置は、緊急時対応としては好ましくない。）
- ②非常用食料の備蓄も検討している中で、凍結や高温多湿の庫内環境は避けなければならない。
- ③冬期間の降雪に左右されることなく、常時持ち出しが可能な状態として置く必要がある。

図(表)－1

2. 設置結果の報告

設置完了後の報告について、「町内会報；かみさくらだ No. 2」（平成 28 年元旦発行）を以って回覧広報しました。その冒頭部の内容を図(表)－2 に再掲します。

先般、平成 27 年 11 月 1 日付けで、上桜田公民館内への「防災用品収納庫の設置について」を回覧しておりましたが、11 月上旬に完成しました。その様子を紹介します。

下の写真は全体の様子です。防犯用器材も一緒に保管しています。なお、テントの橋脚については重く、スムーズな出し入れに無理を伴う事から、現状どおり、一階南側廊下に保管しています。

- ・ 新林由啓さんから寄贈されている絵画は男子トイレ入口の左上壁面（空いていた）に移動しました。
- ・ 取外した下駄箱は台所入口右手の突き当りに置いており、町内会活動に係る関係資料等情報（規約類、町内会が発信した会報・回覧、一般諸情報、上桜田防災会）のファイリングキャビネットとして活用しております。自由にご覧ください。

図(表)－2

状況は、図(表)－3 のとおりで、上桜田公民館の玄関を開けると左右に下駄箱がありましたが、左側のものを撤去し、そこに同収納庫を設置しました。取り外した下駄箱は、台所入口の右側に設置して、細部は【KT－report 2】に記載したとおり「情報ファイリング書庫」として活用することにしました。



図－ 3

3. 同収納庫に収納した防災関連用品

平成 29 年 3 月引き継ぎ時点の防災用品一覧は図(表)－ 4 のとおりでした。なお、他に防犯用品の帽子、ジャケット、案内棒、腕章、のぼり等も収納した。

一つ、心配していることがあります、この収納庫自体には施錠装置（鍵）を取り付けてはいませんので、ビアガーデンや子供会行事やその他で防災会関係者以外の人も利用する可能性があります、返却されないままに放置される可能性大であります。したがって、防犯防災部長あるいは総務部長の管理責任が問われます。また、配備数は変動しますから節目できちんと配備数を抑えて置き管理表を更新しておく必要があると思います。

用品名	仕様・規格	配備数
テント一張一式	仕上がり縦 3.58m×横 5.35m×高 2.84m (※) 橋脚は重く、スムーズな出し入れに無理を伴う事から、1 階南側廊下に保管しています。	1
自然通年型開放式 石油ストーブ	暖房出力 2.5 kW	2
レフレクターライト	(赤色の手持ち案内誘導灯) 単一電池 2 個使用 (※1)	2
小型ランタン	L E D、単一電池 4 個使用 (※2)	1 0
ハンドメガホン	(赤色)	2
保護帽	(白色のヘルメット) 飛来落下防止用・電気用 7,000 V 以下	1 0
スタッフ用ジャケット	(緑色) ビニール網目作り	1 0
トランシーバー	(特殊小電力トランシーバー) ケンウッド	4
乾電池	単一 (2×2) + (4×10) = 44	4 4
	単二	4
	単三	2 0

図(表)－ 4

(※) 特殊小電力トランシーバーは、三役および防犯防災部長に配備している。

4. 防災関連備品の検討

防災備品に係る検討の中で図(表)－5のような話題が挙がりました。この3点は一見良さそうです、直ぐに飛び付きたくなります。しかし、その管理をどうするのか、誰が責任を以て継続的に管理できるのか、重要な課題を孕^{はら}んでおります。したがって、物の購入・運用には問題が多く、町内会レベルでは手を出すべきではないと判断しました。

テーマ項目	問 題
①一定量の食料品を 備蓄する。	消費期限の把握管理と消費期限切れのものの処分について、消費期限切れのものの処分時に会員に公平に還元する必要があります、一部の役員だけでこっそり処分するのは不正行為となります。よってこれは採用不可。
②冷蔵庫を公民館に 設置する。	①にも関連するが、生ものが据え置きされるのは目に見えています。よってこれは採用不可。
③発電機を設置す る。	機材本体の定期試運転や備蓄燃料の保管に問題があります。よってこれは採用不可。
図(表)－ 5	

(end)